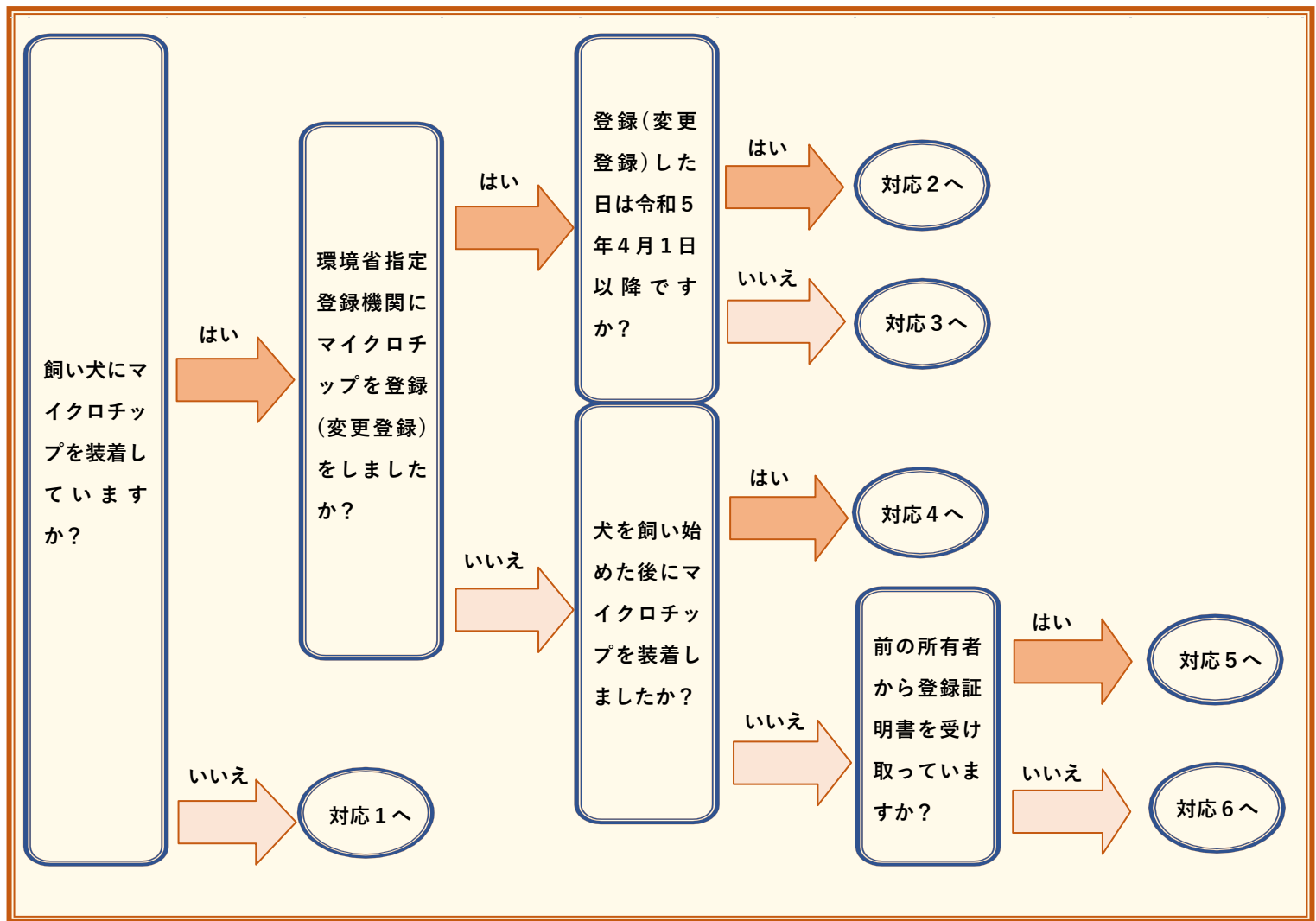


喜多方市への飼い犬の登録申請がお済でない方



対応1	市（市民生活課・各総合支所住民課）窓口で犬の登録申請を行ってください。なお、動物病院でマイクロチップを装着し、令和5年4月1日以降に指定登録機関に登録した場合は、市窓口での登録申請は不要です。
対応2	市への登録手続きは不要です。
対応3	市（市民生活課・各総合支所住民課）窓口で犬の登録手続きを行ってください。
対応4	指定登録機関にマイクロチップ情報を登録する必要がありますので、必ず手続きをお願いします。なお、指定登録機関への登録にはマイクロチップ装着証明書が必要です。飼い犬のマイクロチップ情報の登録状況がわからない方は、指定登録機関にお問い合わせください。
対応5	指定登録機関にマイクロチップ情報を変更登録する必要がありますので、必ず手続きをお願いします。なお、前の所有者が令和5年3月31日以前に指定登録機関に手続きされた場合は、特例制度適用外となりますので、別途、市（市民生活課・各総合支所住民課）窓口で登録手続きが必要となります。
対応6	前の所有者が指定登録機関に登録している場合は、前の所有者から登録証明書を受け取っていただき、指定登録機関にマイクロチップ情報の変更登録をしていただく必要があります。なお、前の所有者が令和5年3月31日以前に指定登録機関に手続きされた場合は、特例制度適用外となりますので、別途、市（市民生活課・各総合支所住民課）窓口で登録手続きが必要となります。